

## 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に係る消防関係向け全道説明会 質疑応答内容

番号	問	回答
1	3000㎡以下の情報提供において消防の処理に与えられる期間の設定があるのかどうか。審査にかかる不足書類の提出指導や確認事項のやり取りはどちらの機関と行うのでしょうか。	3,000m <sup>2</sup> 以下の特例畜舎等については、利用基準審査の段階で各消防機関に確認依頼を実施することとしており、処理時間は消防同意と同様に7日間程度を想定しております。また、確認事項等については、従前の消防同意では審査時間を考慮し、消防機関から各設計者等へ直接照会していることを踏まえ、農政部畜産振興課と各申請者(建築士等)のどちらかに照会するかは消防機関の判断により実施していただいております。
2	渡り廊下で隔てられた畜舎の接続棟数に制限はありますか	渡り廊下で隔てた畜舎等の接続棟数に制限はありませんが、畜舎等の接続方法に関わらず1棟とみなされることに留意願います。
3	p4の特例畜舎の工事完了届出について、完了検査が行わないこととなっているが、届出の添付資料に消防の検査済書はあるのかお伺いしたい。	消防法第9条及び第17条に基づく市町村の火災予防条例への適合等が必要となることから、完了届出の添付書類に消防機関が発行する検査済証の写しを義務づけることとします。
4	3,000㎡以下の畜舎審査において、消防機関が確認することになっているが、審査、確認、指摘に係る責任の所在はどこになるのか。法的根拠はどこになるのか、ご教示いただきたい。例えば、消防機関の指摘を確認できない場合は、審査完了とならないが、消防機関の指摘により完了することが遅延した場合等はどのような扱いになるか。	畜舎建築利用計画の認定に係る責任については、農政部畜産振興課となりますが、審査・確認・指摘等については、当該審査事項を担当する部署の責任となります。消防法への準拠については、省令第69条第1項の規定に基づくものとなります。消防への確認依頼については、消防同意の期間(7日間)と同等の日数で確認をお願いすることとなりますが、書類等の不備により審査時間が遅延した場合は、消防関係及び利用基準の確認を待ってからの審査完了となります。なお、消防から道への確認結果の通知が遅延する場合は、あらかじめ道に連絡願います。
5	修正依頼は設計者に直接行うとの説明があったが、法的根拠はどこか。確認申請は、建築基準法上は特定行政庁・指定確認検査機関⇄消防機関と法令上になっており、設計者は介入していないこととなっているがいかがか。	消防同意には消防法上、審査期間が7日間と定められていることから、現状、消防機関が設計者に直接照会等をしているという部分を考慮し、実務として消防機関が設計者に直接修正依頼を行うことを制限しないとお伝えした次第であり、法的根拠はありません。そのため、御意見の照会方法(消防本部⇄道庁・指定確認機関等⇄設計士)でも問題ありませんが、この場合であっても審査期間は7日間となるため、御承知おき願います。
6	審査期間は約1～2週間を想定しているという説明であったが、そのような事務処理要綱やガイドラインなど示すものが通知されるということよろしいでしょうか。	畜舎等における消防同意及び消防法に係る確認等の運用については、別途通知する予定としておりますが、審査期間等に係る具体的な事務処理要綱やガイドライン等については建築基準法に基づく消防同意と同様の内容と想定されることから、道で作成する予定はありません。

7	道から消防機関へ依頼書が来ることになっているが、依頼の様式の有無について確認させていただきたい。無ければ、作成願いたい。	特例畜舎等に係る消防上の確認は、事務連絡等での依頼を予定しております。また、消防同意については、建築基準法に基づく消防同意の様式に基づき作成を予定しております。
8	依頼はどなたのお名前で発出されるのでしょうか。また消防機関のどの部署に依頼される予定でしょうか	消防確認等については、農政部畜産振興課長名で建築基準法に基づく消防同意の窓口への発出を予定しております。
9	既存特例畜舎において、畜舎建築利用計画に基づいていないことが発覚した場合(例えば一部床を造り2階建てになっているなど)、農政部畜産振興課に通報するのか。その事務の流れはガイドライン、通知等で示されるものか。	畜舎建築利用計画に適合しない場合は、法第15条に基づく是正措置命令等を実施することになるため、当該事案を把握した場合は農政部畜産振興課に情報提供願います。なお、是正命令等について具体的なガイドライン等の作成は予定しておりません。
10	3,000㎡を超える特例畜舎(行政庁審査以外の場合)の事前審査について、事前審査を実施してもその後に建築構造など修正された場合、再度指摘事項が発生する可能性があると思われるがいかがか。	事前審査を実施した後に、省令第73条に基づく軽微な変更該当しない場合に限り、再度確認依頼がなされることとなります。